

村山市監査委員公告 第 19 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 27 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 子育て支援課
2. 監査の期間 令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 11 月 27 日まで
3. 監査の範囲 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【注意事項】

■村山市放課後児童健全育成事業実施要綱について

村山市放課後児童健全育成事業実施要綱第1条について、根拠法である児童福祉法(昭和22年法律第164号)の引用条文の誤りが認められた。

■村山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱について

村山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第2条第1項第2号内の通知については、令和5年3月31日をもって廃止され、令和5年4月1日日付、『令和5年4月12日付こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知「放課後児童健全育成事業」の実施について』が発出されているが、これに伴った交付要綱の改正が行われていない。